

「宮城県コスモスハウス」指定管理者募集要項

宮城県では、困難な問題を抱える女性等を保護し自立を支援するため、平成15年に宮城県コスモスハウスを設置し、困難な問題を抱える女性に対して生活指導、職業指導をはじめとする総合的な支援を行ってきました。

また、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の一部改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が創設されたことに伴い、宮城県コスモスハウスの管理運営業務を効率的、効果的に実施するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行ってきました。

この度、現在の指定管理者による指定期間が令和8年3月で終了することから、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号。以下「手續条例」という。）及び女性自立支援施設条例（平成17年宮城県条例第121号）に基づき、指定管理者（施設の管理運営業務を実施する団体）を募集します。

【指定管理者を募集する施設の名称及び所在地】

名 称 宮城県コスモスハウス
所在地 宮城県仙台市

【指定の期間】

令和8年4月1日（水） ～ 令和13年3月31日（月）（5年間）

【応募受付期間】

令和7年7月16日（水） ～ 令和7年8月29日（金）

お問い合わせ先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班 担当 伊藤、渡辺

電 話 022-211-2633

FAX 022-211-2591

電子メール kodomok@pref.miyagi.lg.jp

「宮城県コスモスハウス」指定管理者募集要項 目次

I	施設の概要と管理運営方針について	1
第 1	施設の名称及び所在地	1
1	名 称	
2	所在地	
第 2	施設の概要	1
1	施設の設置目的	
2	施設管理運営の基本方針	
3	施設の内容	
第 3	指定管理者が行う管理の基準	2
1	サービスの向上等	
2	法令等の遵守	
3	環境配慮の推進	
4	事業計画書	
5	情報の公開	
6	個人情報保護の保護	
7	経理及び管理口座	3
8	帳簿書類等の保存年限	
第 4	管理に要する経費	3
第 5	指定の期間	3
第 6	指定管理者が行う業務の範囲	3
第 7	指定管理者と宮城県のリスク分担	4
第 8	指定管理者の指定の取消し等	4
1	改善勧告等	
2	業務停止命令	
3	指定の取消し	
4	損害賠償	
5	指定の取消しに伴う清算	
6	その他	
第 9	原状回復及び事務引継	5
1	原状回復	
2	事務引継	
第 10	事業報告書等	5
第 11	管理運営業務の評価	5
1	県が行う評価	
2	指定管理者が行う自己評価	
3	利用者アンケートの実施	
4	監査委員等による監査	
第 12	財産の管理	5
第 13	調査等の実施	6
第 14	障害者の雇用	6
第 15	障害者就労施設等からの物品等の調達	6
第 16	その他	6
II	申請手続等について	7
第 1	募集要項の配布	7
1	配布期間	
2	配布時間	
3	配布場所	

第 2	申請手続	7
1	申請書類の提出	
2	申請書類の提出方法	
第 3	申請資格等	8
1	申請資格	
2	留意事項	
3	失格事項	9
第 4	質問及び回答について	9
1	受付期間	
2	質問受付方法	
3	回答方法	
第 5	現地説明会	9
第 6	提供資料の目的外使用等	10
Ⅲ	指定管理者の選定について	11
第 1	選定方法	11
第 2	審査内容	11
1	第一次審査（書類審査）	
2	第二次審査（ヒアリング）	
第 3	選定基準等	11
1	選定基準	
2	選定の視点	12
第 4	審査項目及び配点等	12
第 5	選定結果について	13
1	選定結果の通知	
2	選定結果の公表	
Ⅳ	協定の締結について	14
第 1	協定の締結	14
第 2	協定の内容	14
1	基本協定	
2	年度協定	
第 3	協定を締結できない場合	14
Ⅴ	指定管理者事業計画書作成に係る注意事項について	15
第 1	総則	15
第 2	事業計画作成に当たっての注意事項	15
第 3	具体的な業務の内容	15
第 4	管理運営を行う人員体制（資格、経歴等）について	15
第 5	業務従事者の要件	15
1	総則	
2	業務従事者の配置	
第 6	管理に要する経費	16
Ⅵ	指定管理者募集等のスケジュール	16
Ⅶ	参考資料等	17

I 施設の概要と管理運営方針について

第1 施設の名称及び所在地

- 1 名 称 宮城県コスモスハウス
- 2 所在地 宮城県仙台市

第2 施設の概要

1 施設の設置目的

宮城県コスモスハウス（以下「コスモスハウス」という。）は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性等を入所させ、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことを目的とした施設です。

2 施設管理運営の基本方針

コスモスハウスの管理運営は、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 施設の設置目的に即した管理運営を行うこと。
- (2) 「個人の尊重」と「女性の人権」を重視した処遇を行うこと。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。
- (7) 効率的な運営を行うこと。
- (8) 管理運営費の削減に努めること。
- (9) ごみの削減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。
- (10) 関係施設及び関係機関との連携に努めること。
- (11) 関係法令等を遵守した管理運営を行うこと。

3 施設の内容

- (1) 敷地面積 7,006.13㎡（みやぎ女性総合支援センター）の一部
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階（宮城県コスモスハウス分）
- (3) 施設内容 床面積 657.58㎡

・居室2DK（1）	40.74㎡
・居室1K（9）	194.40㎡
・調理室	19.60㎡
・食堂・談話ホール	48.68㎡
・事務室	35.35㎡
・相談室	11.30㎡
・多目的室	18.72㎡
・その他（倉庫・廊下等）	288.79㎡

（参考資料）

- ア 施設配置図（別紙1）
- イ 施設平面図（別紙2）
- ウ 備品・重要物品一覧表（別紙3）

第3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う管理の基準は、次のとおりです。

1 サービスの向上等

指定管理者は、施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図るものとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するものとします。

2 法令等の遵守

指定管理者は、自治法、労働関係法令、その他の関係法令、手続条例、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年宮城県規則第107号）、女性自立支援施設条例（平成17年宮城県条例第121号）、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）、女性自立支援施設規則（平成17年宮城県規則第152号）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）、公有財産規則（昭和39年宮城県規則第8号）及び協定書等を遵守するものとします。

3 環境配慮の推進

指定管理者は、施設の管理に当たり、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を実施するものとします。

環境配慮については、別紙4「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」を参照してください。

4 事業計画書

指定管理者は、毎年度、事業開始前に事業計画書を提出するものとします。

5 情報の公開

指定管理者は、情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとし、情報の一層の公開に努めていただきます。

情報の公開については、別紙5「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」を参照してください。

6 個人情報の保護

管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 指定管理者は、個人情報保護条例第15条第1項の規定により、公の施設の管理運営業務で取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないこと。
- (2) 手続条例第3条第4号の規定により、個人情報の取扱いを適正に行う体制を整備すること。
- (3) 指定管理者及び管理業務に従事している者は、管理運営業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後も同様であること。
- (4) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報保護条例その他の関係法令を遵守すること。
- (5) 前各号の規定する事項のほか、管理業務で取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を整備すること。

個人情報の保護については、別紙6「指定管理者が行う公の施設の管理に係る個

個人情報保護基準」を参照してください。

7 経理及び管理口座

指定管理者は、施設の管理運営業務に係る経理について、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理するものとします。また、複数の公の施設の管理運営業務を行う場合は、それぞれの施設ごとに区分経理してください。

なお、自主事業を実施する場合は、施設の管理運営業務と区分して、別口座により管理してください。

8 帳簿書類等の保存年限

指定管理者は、指定管理者として作成した帳簿書類等は、宮城県文書規程（昭和43年宮城県訓令第4号）に定める保存年限に準じて別途宮城県が指示する期間、保存するものとします。

なお、保存年限が満了した帳簿書類等の取扱いについては、宮城県の指示に従ってください。

第4 管理に要する経費

当該公の施設の管理運営収支実績（見込）額は、次のとおりです。これには、消費税相当額を含みます。詳細については、別紙7「宮城県コスモスハウス管理運営収支実績（見込）額（令和3年度～令和7年度）」のとおりです。

これらを参考に、申請の際の事業計画、収支計画を作成していただくとともに、施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上を図りつつ効率的な運営を行うための経費節減に向けた取り組みについても積極的に提案してください。

なお、管理に要する経費は、申請書に添付した収支計画がそのまま採用されるのではなく、この収支計画をもとに、県と指定管理者が協議を行い決定されます。また、管理に要する経費は、協定で定めますが、天災や事故等により金額を変更することがあります。

支払い方法は、口座振込とし、年間4回に分割とします。

【収支実績（見込）額（総括表）】

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料 a （収入計）	59, 160	61, 120	61, 193	62, 194	64, 210
人件費 b	44, 265	41, 968	44, 237	44, 930	48, 279
維持管理費 c	8, 675	11, 496	10, 310	10, 159	9, 400
事業費 d	6, 220	7, 656	6, 646	7, 105	6, 531
支出計 (b+c+d) e	59, 160	61, 120	61, 193	62, 194	64, 210
収支 (a-e) f	0	0	0	0	0

第5 指定の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）です。

第6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第3項に規定する困難な問題

を抱える女性への支援に関すること。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号に規定する被害者の保護に関すること。

3 施設の維持管理に関する業務。

4 前各号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務。

業務の詳細は、別紙8「宮城県コスモスハウス管理運営業務仕様書」のとおりです。

なお、管理運営業務の実施に当たっては、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、県の承認を得て専門の事業者へ委託できるものとします。

第7 指定管理者と宮城県のリスク分担

指定管理者と宮城県のリスク分担については、別紙9「リスク分担表」のとおりです。ただし、リスク分担表に定める事項に疑義が生じた場合又はリスク分担表に定めのないものについては、指定管理者と宮城県が協議して決定するものとします。

第8 指定管理者の指定の取消し等

1 改善勧告等

宮城県は、指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

2 業務停止命令

1の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、宮城県は、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 指定の取消し

宮城県は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができます。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。
- (2) 財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理運営業務が確実でないと認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
- (5) その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

4 損害賠償

宮城県は、上記2、3により、又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により宮城県に損害が発生したときは、指定管理者に損害賠償請求するものとします。

5 指定の取消しに伴う清算

指定管理者は、上記3により、それまでに施設の管理に要した費用が、宮城県から支払を受けた額に満たないときは、宮城県に対して残額を返還するものとします。

6 その他

- (1) 不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、宮城県と指定管理者は指定の取消しについて協議するも

のとします。

- (2) 指定管理者から指定の取消しを求める場合には、取消しを求める日の1年以上前に申し出をするものとします。

第9 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、次の措置を講じるものとします。

1 原状回復

指定管理者の負担により、施設、設備等を速やかに原状に回復するものとします。ただし、宮城県の承認を得たときは、この限りではありません。

2 事務引継

宮城県の指示により、宮城県又は新たな指定管理者と十分に事務引継を行うものとし、当該経費の負担割合は、新旧指定管理者の協議により決定するものとします。

第10 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

第11 管理運営業務の評価

1 県が行う評価

宮城県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営業務（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

2 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、宮城県に自己評価書を提出するものとします。

3 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、利用者アンケートを実施するものとします。

4 監査委員等による監査

指定管理者の行う管理運営業務について、自治法の規定に基づき、県の監査委員又は包括外部監査人による監査の実施が決定された場合には、指定管理者は当該監査に誠実に対応するものとします。

第12 財産の管理

- 1 備え付けの物品や宮城県が購入し、又は募集要項や協定書にあらかじめ明示し購入することを委任した物品の所有権は、宮城県に帰属しますが、それ以外に指定管理者が購入した物品の所有権については、指定管理者に帰属します。

- 2 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。

- 3 指定管理者は、宮城県に帰属する物品で、処分等の異動があったときは、その都度、宮城県に報告するものとします。

なお、財務規則第139条に規定する重要物品の処分については、事前に宮城県の承認を得るものとします。

- 4 指定管理者は、宮城県から示された備品・重要物品一覧表等により整理するものとします。

- 5 指定管理者は、宮城県に帰属する物品について、毎年3月末の現在高と照合し、その翌月末までに宮城県に報告するものとします
- 6 指定管理者は、独自に投じた有益費及び修繕費について、宮城県への請求権を放棄するものとします。

第13 調査等の実施

宮城県は、自治法第244条の2第10項の規定により、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

第14 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

第15 障害者就労施設等からの物品等の調達

指定管理者は、施設の管理に当たり、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとします。詳しくは、別紙10「公の施設の管理運営における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について」を参照してください。

第16 その他

- 1 新たに指定管理者となる団体は、管理運営業務を円滑に行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整えるものとします。
- 2 指定管理者は、管理運営業務に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、宮城県と事前に協議するものとします。
- 3 その他、指定管理者として協定締結後、協定に定めのない事項については、宮城県と協議の上、決定するものとします。

Ⅱ 申請手続等について

第 1 募集要項の配布

募集要項を次のとおり配布します。

1 配布期間

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで

3 配布場所

宮城県庁 7 階 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

※ 宮城県のホームページ「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/>」からもダウンロードできます。

第 2 申請手続

1 申請書類の提出

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (4) 法人にあっては、登記簿の謄本（申請日前 3 か月以内に取得したもの）
- (5) 役員名簿（役員の役職名、氏名、生年月日、住所を記載したもの）
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体業務の内容を示す書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- (8) 納税証明書
 - ア 宮城県税納税証明書（納税義務がない場合は申立書）
（※申請日まで、納期限が到来した県税に係る徴収金に、未納がないことの証明）
 - イ 法人税、消費税法及び地方消費税納税証明書（納税義務がない場合は申立書）
- (9) 許認可証の写し等
施設を管理する上で必要となる許認可証等の写し、スタッフの履歴書等
- (10) 労働関係法令等遵守状況チェックシート（様式第 3 号）
- (11) 委任状（特定の者に権限を委任する場合）（様式第 4 号）
- (12) その他宮城県が必要と認める書類

2 申請書類の提出方法

(1) 提出場所

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県庁 7 階 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班

電話番号 022-211-2633

(2) 提出方法

持参又は一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便による郵送で提出してください。

(3) 提出期間

提出期間は、令和 7 年 7 月 1 6 日（水）から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

(4) 提出部数

提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とします。

第 3 申請資格等

1 申請資格

(1) 宮城県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること。

(2) 宮城県さくらハイツと一体的に運営できる法人であること。

(3) 次のいずれかに該当する法人は、申請者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人

イ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている法人

ウ 宮城県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている法人

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税等を滞納している法人

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人

2 留意事項

(1) 申請書類の用紙

申請書類の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とします。

(2) 費用負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(3) 言語、通貨及び単位

申請書類に用いる言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、単位は、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。

(4) 重複申請の禁止

応募 1 団体につき 1 申請とします。複数の申請はできません。

(5) 申請書類の変更

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く。）

軽微な変更を行おうとする場合は、宮城県コスモスハウスの指定管理者の募集に係る申請書類記載事項変更協議書（様式第 5 号）により協議してください。

(6) 申請書類の取扱い

ア 指定管理者に指定された団体が提出した申請書類は返却しません。

イ 指定管理者に指定された以外の団体が提出した申請書類は返却します。ただし、申請書類の返却の有無について確認した結果、当該団体が申請書類の権利を放棄した場合は返却しません。

ウ 申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があります。

(7) 著作権

ア 指定管理者の指定までの間

申請書類の著作権は申請者（著作権者）に帰属します。

イ 指定管理者の指定後

指定管理者に指定された団体の申請書類及び指定された以外の団体が権利放棄した申請書類の著作権は、県に帰属します。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

3 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。失格となった申請者には、その理由を付して通知します。

(1) この募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(2) 申請書類に虚偽の内容の記載があった場合

(3) 申請者、申請者の代理人若しくは申請者の関係者が、指定管理者の選定に関連し、不当な要求を行った場合又は指定管理者選定委員会の委員に接触した事実が認められた場合

(4) その他、不正行為が認められた場合

第4 質問及び回答について

募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。また、質問に対する回答は、事業者の独自のノウハウに係る事項などを除き、原則として公表します。

1 受付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）までの間とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

2 質問受付方法

質問書（様式第6号）を、次の問い合わせ先まで郵送又は電子メールで送付してください。

（問い合わせ先）

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁7階

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班

電話番号022-211-2633

電子メール：kodomok@pref.miyagi.lg.jp

3 回答方法

質問への回答は、郵送又は電子メールで、質問された方に送付します。

また、情報提供の公平性を期すため、宮城県のホームページ（子ども・家庭支援課）に順次掲載するとともに、子ども・家庭支援課に回答一覧を備え付けます。

第5 現地説明会

施設と調整の上、開催日等の詳細をお知らせしますので、申請を予定している団体で説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第7号）に必要事項を記入の上、令和7年7月28日（月）までに申し込みを行ってください。現地説明会参加申込書を受付後に、申込団体宛て追って開催日等をお知らせします。

※開催日については、第4の質問受付期間前で調整することを想定しています。

第 6 提供資料の目的外使用等

この募集に関し、宮城県が提供する資料は、当該申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、宮城県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

Ⅲ 指定管理者の選定について

第 1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含む宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、指定管理者として最も優れた申請者を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

その後、優先交渉権者と業務内容及び管理費用等の協議を行い、協議が整った段階で、指定管理者候補者として決定します。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者と協議を行うこととします。

最終的には、県議会の議決を経て、宮城県が指定管理者を指定します。

※ 指定管理者の候補者として適当と認められる申請者がいないと宮城県が判断した場合は、今回の応募手続に基づく指定管理者の選定を行わない場合があります。

第 2 審査内容

1 第一次審査（書類審査）

書類審査を行い、ヒアリングを求める者を決定します。

2 第二次審査（ヒアリング）

ヒアリングを実施し、事業計画、収支計画等の内容を確認します。

(1) ヒアリングの日程

令和 7 年 10 月中～下旬 ※ 時間等の詳細は後日通知します。

(2) ヒアリングの方法

ア ヒアリングは、3 名以内の出席を求めて実施します。

イ ヒアリングでは、事業計画、収支計画等の説明を求め、計画内容等の質問を行います。

ウ 説明の時間は、1 申請者当たり 30 分程度を予定しています。

(3) ヒアリングに要する経費

ヒアリングに要する経費は、申請者の負担とします。

第 3 選定基準等

1 選定基準

次に掲げる基準によって審査し、当該施設の管理を行わせることが適当と認められる団体を選定します。（手続条例第 3 条関係）

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 当該施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- (5) 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- (6) 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること。
- (7) 宮城県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること。
- (8) 経費の削減に向けた継続的な取組が確保されていること。
- (9) 利用者の声を把握し、それを反映させる取組が確保されていること。
- (10) 危機管理体制等が整備されていること。
- (11) その他、当該施設の目的を達成させるために必要な基準。

2 選定の視点

指定管理者の候補は、上記1に定める選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し、総合的に評価して選定します。

- (1) 視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの。
- (2) 視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの。
- (3) 視点3 施設をより経済的に管理する（管理経費が少ない）と認められるもの。

第4 審査項目及び配点等

審査項目、審査の視点及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	・設置目的・施設管理運営の基本方針に沿った運営方針・事業計画であるか。 ・人員配置計画及び管理運営の体制が適切か。 ・施設長予定者の資格、経歴及び業務実績は監督者として十分か。 ・配置するスタッフの資格、経歴及び業務実績は施設を運営する上で十分か。 ・人材の確保・育成の方針は適切か。 ・会計処理が適切に行える体制か。 ・施設を良好かつ適正に保つための日常的な維持管理計画は適切か。 ・事業計画について、体制や手法が的確であるか。 ・事業計画について、具体性があり、実現可能であるか。 ・仕様書を満たした対応となっているか。 ・利用者サービスの向上に向けた取り組みが具体的かつ効果的なものか。 ・安全対策の考え方や体制は適切か。 ・個人情報の保護の考え方や体制は適切か。 ・環境への配慮や情報公開の考え方や体制は適切か。	120点
申請者の能力	・女性自立支援施設の管理運営の経験がある等経歴及び業務実績は、施設を管理運営していく上で十分か。 ・財務関連から見た申請者の経営状況は健全であるか。	40点
収支計画	・経費の積算は適当であり、実現性・具体性のある計画となっているか。 ・経費の節減方法に工夫と実効性があるか。 ・経費の配分は適切であるか。	40点

第 5 選定結果について

1 選定結果の通知

第一次審査結果は令和 7 年 9 月下旬までにすべての申請者に文書で通知します。

選定委員会の審査結果は、優先交渉権者との協議が整った後、令和 7 年 10 月下旬～11 月上旬までに第二次審査を行ったすべての申請者に文書で通知します。

2 選定結果の公表

指定管理者候補者の選定結果については、申請団体名、申請団体ごとの採点結果等も含め宮城県のホームページで公表します。

IV 協定の締結について

第 1 協定の締結

指定管理者の指定後、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を 3 月下旬に締結する予定です。また、年度ごとに「年度協定」の締結を行います。

第 2 協定の内容

協定の内容は、次の事項を予定しています。

なお、協定締結に際し、必要な事項については、県と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

1 基本協定

- (1) 指定期間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで）
- (2) 管理に要する経費の額
- (3) 利用の制限について
- (4) 情報公開・個人情報の保護について
- (5) 指定の取消等について
- (6) 指定管理者と宮城県の責任分担について
- (7) 損害賠償及び原状回復について
- (8) 事業計画書、事業報告書について
- (9) 事業の引継ぎについて
- (10) その他必要となる事項

2 年度協定

- (1) 当該年度の事業実施に関する事項
当該年度の事業実施の際に必要な事項について、協議の上取り決めます。
- (2) 管理に要する経費
管理に要する経費は、指定管理者と協定を締結した後、年間 4 回に分割して支払います。なお、支払い方法は口座振込みとし、管理に要する経費には、消費税相当額を含みます。
- (3) 事業報告について
連絡調整の体制や随時の事業報告、立ち入り調査等について協議の上取り決めます。
- (4) 指定管理者と宮城県の責任分担について
当該年度に必要となってくる事項について協議の上取り決めます。

第 3 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- 1 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- 4 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

V 指定管理者事業計画書作成に係る注意事項について

第1 総則

コスモスハウスは、困難な問題を抱える女性を保護し、生活支援・相談等により自立支援を図る施設であることから、指定管理者としては、施設運営や利用者に対する支援を適切に行うことのできる事業者を指定します。

具体的には、施設の管理運営手法やスタッフの配置及び事業者の運営状態等について総合的な支援から選考を行います。

以下、コスモスハウス「指定管理者」の募集要項に掲げる事業計画の作成に当たっての注意事項等を掲げます。

第2 事業計画作成に当たっての注意事項

事業計画は、当該施設における目的達成のためにどのような事業展開を行うのか、様式第2号に従い、具体的に記載してください。その他特記すべき事項、PRしたい点等がある場合は、適宜任意様式により、分かりやすく、参加事業者の特徴がでるよう記載してください。

第3 具体的な業務の内容

募集要項Ⅰの第6の「指定管理者が行う業務の範囲」のとおりです。

第4 管理運営を行う人員体制（資格、経歴等）について

人員体制及び配置を予定しているスタッフの資格、経歴等、管理運営を行う人員の体制を記載してください。

全職員を対象とし、同じ職種・職名については、「事務職員A」、「事務職員B」等の表現により区別してください。氏名を記載する必要はありません。

「人材派遣会社からの派遣職員」や「臨時職員」を予定している場合は、その旨も合わせて記載してください。

第5 業務従事者の要件

業務従事者については、施設の効用を最大限に発揮するために、以下の要件を満たす必要があります。

1 総則

- (1) 本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、当該施設を管理する当事者としての自覚のもと、業務の遂行及び利用者への親切的な対応に努め、当施設の設置目的を理解し、それにふさわしい見識と態度で業務に臨むよう努めること。
- (2) 業務従事者は、地震や火災等の災害発生時に適切な対応ができる体制を整備するとともに、常に安全管理に努め、事故防止を図ること。

2 業務従事者の配置

施設の管理運営を行うにあたり、次にあげる業務従事者を配置してください。

なお、職員は、専ら女性自立支援施設の職務に従事する者としませんが、入所者等の処遇に支障がない場合はこの限りではありません。

(1) 施設長【女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第10条に定める要件を満たすもの】

(2) 自立指導員

(3) 看護師

- (4) 事務員
- (5) 業務員兼生活支援員
- (6) 嘱託医

第 6 管理に要する経費

指定管理者の指定を受けようとする事業者からは、管理に要する経費（見積もり額）を提出していただきます。

I の第 4 の別紙 7 「宮城県コスモスハウス管理運営収支実績（見込）額」を参考に、年度毎 5 か年度分作成してください。

VI 指定管理者募集等のスケジュール

指定管理者の募集及び選定等のスケジュールは、別紙 1 1 「指定管理者募集等のスケジュール」のとおりです。ただし、状況により前後する場合があります。

VII 参考資料等

【参考資料】

- 別紙 1 「施設配置図」
- 別紙 2 「施設平面図」
- 別紙 3 「備品・重要物品一覧表」
- 別紙 4 「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」
- 別紙 5 「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」
- 別紙 6 「指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準」
- 別紙 7 「宮城県コスモスハウス施設管理運営収支実績（見込）額（R3～R7）」
- 別紙 8 「宮城県コスモスハウス管理運営業務仕様書」
- 別紙 9 「リスク分担表」
- 別紙 10 「公の施設の管理運営における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について」
- 別紙 11 「指定管理者募集等のスケジュール」

【各種様式】

- 様式第 1 号「申請書」
- 様式第 2 号「事業計画書」
- 様式第 3 号「労働関係法令等遵守状況チェックシート」
- 様式第 4 号「委任状」
- 様式第 5 号「申請書類記載事項変更協議書」
- 様式第 6 号「質問書」
- 様式第 7 号「現地説明会参加申込書」